

【3 釈文】 年貢切替え定免継続願い（明和8年）

乍レ恐書付を以奉ニ願上一候

一当年定免御切替ニ付、御廻状を以被ニ 仰渡一候

趣、奉ニ承知一候、依レ之奉ニ願上一候者、当村之義者至而山中土地悪敷、一毛作り之場所ニ御座候、殊ニ九月上旬より四月中旬迄雪霜降り続、諸作出来兼、其

上猪鹿猿之類諸作喰荒シ、豊年之節も損毛仕候、

然ル処ニ、近年世柄悪敷御座候得者、被ニ 仰付一候

御増免之義、御慈悲を以御免被ニ成下一、田畑共ニ先

御定免通り居ニ而被ニ 仰付一被ニ下置一候様奉ニ願上一候、

右御願申上候通り、御慈悲を以被ニ 仰付一被ニ下置一候

ハ、惣百姓難レ有仕合ニ奉レ存候、以上

上州吾妻郡

明和八年卯三月 上沢渡村

名主 太郎左衛門 印

年寄 六右衛門 印

与頭 源兵衛 印

同 五兵衛 印

百姓代 久兵衛 印

野田弥市右衛門様
蔭 山 外 記様

御役所

【3 読み下し文】

恐れ乍（なが）ら書付を以（もつ）て願ひ上げ奉（たてまつ）り候

一当年定免（じょうめん）御切り替えに付、御廻状（かいじょう）を以て仰せ渡され候

趣（おもむき）、承知奉り候、これに依り願ひ上げ奉り候は、当村の義は至つて山

中土地悪敷（あしく）、一毛（ひとげ）作りの場所に御座候、殊（こと）に九月上旬

より四月中旬迄雪霜降り続き、諸作出来兼（できかね）、其（そ）の

上猪鹿猿の類（たぐい）諸作喰い荒し、豊年の節も損毛（そんもう）仕り候、

然（しか）る処に、近年世柄（よがら）悪敷御座候えば、仰せ付けられ候

御増免（ましめん）の義、御慈悲を以て御免成し下され、田畑共に先

御定免通り居にて仰せ付けられ、下し置かれ候様願ひ上げ奉り候、

右御願ひ申し上げ候通り、御慈悲を以て仰せ付けられ、下し置かれ候

はば、惣（そう）百姓有り難（がた）き仕合わせに存じ奉り候、以上

（一七七一） 上州吾妻郡

明和八年卯三月 上沢渡村

名主 太郎左衛門 印

年寄 六右衛門 印

与頭（くみがしら） 源兵衛 印

同 五兵衛 印

百姓代 久兵衛 印

野田弥市右衛門様

蔭 山外 記様

御役所